

「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト 条約」に関する公表

2020年7月22日
JETRO ニューデリー

2020年7月21日、インド特許意匠商標総局(O/o CGPDTM)は、National Agriculturally Important Microbial Culture Collection (NAIMCC)が、「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（以下、「ブダペスト条約」）」第6条および第7条に基づき、2020年7月28日付で、同条約に係る微生物の国際寄託当局の地位を取得すると公表した¹²。

微生物に係る発明について特許出願をしようとする者は、本条約の加盟国における特許手続において、微生物を国ごとに寄託することなく、自国内の一か所の国際寄託当局への寄託で済ますことが可能となる。なお、締約国は82か国（2020年7月現在）。³

以上

¹ <http://www.ipindia.nic.in/newsdetail.htm?691>

² http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/691_1_Budapest_338_E.pdf

³ <https://www.wipo.int/budapest/en/>